

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	4－1	担当課	畜産課					
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	27－1	許認可等の内容	規格設定飼料の公定規格による検定						
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律			飼料の公定規格について								
制定 昭和二八年 四月十一日法律第三五号 最終改正 令和 五年 五月二六日法律第三六号			1 配合飼料 (1)鶏用配合飼料								
(規格適合表示) 第二十七条 農林水産大臣の登録を受けた者は、農林水産省令で定める検定の方法に従い、公定規格が定められている種類の飼料（以下「規格設定飼料」という。）について公定規格による検定を行つたときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に、公定規格に適合していることを示す特別な表示（以下「規格適合表示」という。）を付することができる。都道府県が、条例で定めるところにより、その農林水産省令で定める検定の方法に従い、規格設定飼料について公定規格による検定を行つたときも、同様とする。			飼料の種類		成分量の最小量 (%)		成分量の最大量 (%)		代謝エネルギーの最小量 1kg 中の kcal		
			粗たん白質	粗脂肪	カルシウム	りん	粗繊維	粗灰分			
			ア) 幼すう育成用配合飼料 (幼すう（ふ化後おおむね4週間以内の鶏で肥育用以外のものをいう。）の育成の用に供する配合飼料をいう。)		18.5	2.0	0.70	0.55	6.0	8.0	2,800
			イ) 中すう育成用配合飼料 (中すう（ふ化後おおむね4週間を超え10週間以内の鶏で肥育用以外のものをいう。）の育成の用に供する配合飼料をいう。)		15.5	2.0	0.65	0.50	6.0	9.0	2,700
			ウ) 大すう育成用配合飼料 (大すう（ふ化後おおむね10週間を超えた産卵開始前の鶏で肥育用以外のものをいう。）の育成の用に供する配合飼料をいう。)		12.5	2.0	0.55	0.45	8.0	9.0	2,600

(変更)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

(2) 豚用配合飼料

注 配合飼料中のカルシウムの重量は、りんの重量を超える量とする。

(様式 5)

(変更)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	4－3	担当課	畜産課	
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律		根拠条項	27－1	許認可等の内容	規格設定飼料の公定規格による検定	
(3)牛用配合飼料							
飼料の種類	成分量の最小量 (%)				成分量の最大量 (%)		可消化養分 総量の最小 量 (%)
	粗たん 白質	粗脂肪	カルシ ウム	りん	粗繊維	粗灰分	
ア) ほ乳期子牛育成用代用乳用配合飼料（ほ乳期子牛（生後おおむね3月以内の牛をいう。以下同じ。）の育成の用に供する配合飼料であって、脱脂粉乳を主原料とするものをいう。）	17.0	7.0	0.80	0.40	1.0	10.5	79
イ) ほ乳期子牛育成用配合飼料（ほ乳期子牛の育成の用に供する配合飼料であって、ほ乳期子牛育成用代用乳用配合飼料以外のものをいう。）	14.0	2.0	0.60	0.40	6.0	9.0	70
ウ) 若令牛育成用配合飼料（若令牛（生後おおむね3月を超え18月以内の牛をいう。）の育成の用に供する配合飼料をいう。）	10.0	1.5	0.50	0.30	11.5	10.0	65
エ) 乳用牛飼育用配合飼料（生後おおむね18月を超えた乳用牛の飼育の用に供する配合飼料をいう。）	9.0	1.0	0.50	0.40	11.0	10.0	65
オ) 幼令肉用牛育成用配合飼料（幼令肉用牛（生後おおむね3月を超え6月以内の肉用牛をいう。）の育成の用に供する配合飼料をいう。）	10.0	2.0	0.40	0.30	10.0	10.0	69
カ) 肉用牛肥育用配合飼料（生後おおむね6月を超えた肉用牛の肥育の用に供する配合飼料をいう。）	10.0	1.5	0.35	0.30	10.0	10.0	65
(4)養殖水産動物用配合飼料							
飼料の種類	成分量の最小量 (%)		成分量の最大量 (%)				
	粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分			
ア) うなぎ餌付け用配合飼料（おおむね体重1グラム以下のうなぎの餌付けの用に供する配合飼料をいう。）	50.0	3.0	1.0	17.0			
イ) うなぎ稚魚用配合飼料（おおむね体重1グラムを超え10グラム以下のうなぎの育成の用に供する配合飼料をいう。）	47.0	3.0	1.0	17.0			
ウ) うなぎ育成用配合飼料（おおむね体重10グラムを超えるうなぎの育成の用に供する配合飼料をいう。）	45.0	3.0	1.0	17.0			
エ) こい稚魚用配合飼料（おおむね体重10グラム以下のこいの育成の用に供する配合飼料をいう。）	39.0	3.0	4.0	15.0			
オ) こい育成用配合飼料（おおむね体重10グラムを超えるこいの育成の用に供する配合飼料をいう。）	37.0	3.0	5.0	15.0			
カ) にじまず餌付け用配合飼料（おおむね体重2グラム以下のにじまずの餌付けの用に供する配合飼料をいう。）	48.0	4.0	3.0	17.0			
キ) にじまず稚魚用配合飼料（おおむね体重2グラムを超え10グラム以下のにじまずの育成の用に供する配合飼料をいう。）	45.0	3.5	3.0	16.0			
ク) にじまず育成用配合飼料（おおむね体重10グラムを超えるにじまずの育成の用に供する配合飼料をいう。）	43.0	3.0	3.0	15.0			
ケ) あゆ餌付け用配合飼料（おおむね体重1グラム以下のあゆの餌付けの用に供する配合飼料をいう。）	50.0	4.0	3.0	17.0			

注　配合飼料中のカルシウムの重量は、りんの重量を超える量とする。

注 配合飼料中のカルシウムの重量は、りんの重量を超える量とする。

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	4－4	担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律		根拠条項	27－1	許認可等の内容	規格設定飼料の公定規格による検定

飼料の種類	成分量の最小量（％）		成分量の最大量（％）	
	粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分
コ）あゆ稚魚用配合飼料 （おおむね体重1グラムを超え10グラム以下のあゆの育成の用に供する配合飼料をいう。）	46.0	3.5	3.0	16.0
サ）あゆ育成用配合飼料 （おおむね体重10グラムを超えるあゆの育成の用に供する配合飼料をいう。）	44.0	3.0	4.0	15.0

(5)環境負荷低減型配合飼料

飼料の種類	成分量の最小量（％）					成分量の最大量（％）		可消化養分総量の最小量（％）	
	カルシウム	トレオニン	メチオニン及びシスチン	うちメチオニン	リジン	非フィチン糖りん	粗たん白質		りん
ア）子豚育成用配合飼料 （体重がおおむね30キログラムを超え70キログラム以内の豚の育成の用に供する配合飼料をいう。）	0.55	0.47	0.44	0.22	0.72	0.23	15.5	0.60	75
イ）肉豚肥育用配合飼料 （体重がおおむね70キログラムを超えた豚の肥育の用に供する配合飼料をいう。）	0.50	0.36	0.34	0.17	0.56	0.20	13.0	0.50	73

注 配合飼料中のカルシウムの重量は、りんの重量を超える量とする。

2 混合飼料

飼料の種類	成分量の最小量（％）	成分量の最大量（％）			その他の事項
	粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
ア）とうもろこし・魚粉二種混合飼料 （とうもろこしと魚粉（粗たん白質の成分量が50パーセント以上のものに限る。）とを混合した飼料であって、魚粉の配合割合が2パーセント以上であるものに限る。）	9.0	－	－	2.5	－
イ）フィッシュソリュブル吸着飼料 （フィッシュソリュブル（いか又はたこのソリュブルを含む。）を米ぬかその他の農産物加工かす若しくはビート粉末又はこれらの二種以上を混合したものに吸着させた飼料をいう。）	45.0	14.0	10.0	18.0	水溶性窒素の含有量は、窒素全量の65パーセント以上であること。

注 水溶性窒素とは、水で振とう抽出し、ケルダール法によって定量した窒素の量をいう。

3 単体飼料

飼料の種類	成分量の最小量（％）	成分量の最大量（％）		その他の事項
	粗たん白質	粗脂肪	粗灰分	
ア）魚粉	50.0	12.0	27.0	－
イ）フェザーミール	80.0	－	3.0	ペプシン消化率は、75パーセント以上であること。

注 ペプシン消化率とは、ペプシンで消化されたたん白質量の粗たん白質量に対する割合をいう。

2 混合飼料

飼料の種類	成分量の最小量（％）	成分量の最大量（％）				その他の事項
	粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分		
ア）とうもろこし・魚粉二種混合飼料 （とうもろこしと魚粉（粗たん白質の成分量が50パーセント以上のものに限る。）とを混合した飼料であって、魚粉の配合割合が2パーセント以上であるものに限る。）	9.0	－	－	2.5	－	
イ）フィッシュソリュブル吸着飼料 （フィッシュソリュブル（いかに又はこのソリュブルを含む。）を米ぬかその他の農産物加工かす若しくはピート粉末又はこれらの二種以上を混合したものに吸着させた飼料をいう。）	45.0	14.0	10.0	18.0	水溶性窒素の含有量は、窒素全量の65パーセント以上であること。	

注 水溶性窒素とは、水で振とう抽出し、ケルダール法によって定量した窒素の量をいう。

3 単体飼料

飼料の種類	成分量の最小量（％）	成分量の最大量（％）		その他の事項
	粗たん白質	粗脂肪	粗灰分	
ア）魚粉	50.0	12.0	27.0	－
イ）フェザーミール	80.0	－	3.0	ペプシン消化率は、75パーセント以上であること。

注 ペプシン消化率とは、ペプシンで消化されたたん白質量の粗たん白質量に対する割合をいう。